

島根県獣医師奨学金返還助成事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 助成対象者、助成金の額
 - 第1節 通則（第3条・第4条）
 - 第2節 認定（第5条・第6条）
- 第3章 助成金の交付
 - 第1節 交付手続（第7条—第11条）
 - 第3節 業務従事状況届・業務従事期間満了届・変更届（第12条—第14条）
 - 第4節 取消し及び返還（第15条—19条）
- 第4章 雑則（第20条・第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 県は家畜衛生及び公衆衛生分野の獣医師の確保を推進するため、県に就業する獣医師に対し、当該獣医師が在学期間中に借り入れた奨学金の返還額の一部を助成金として交付するものとする。その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学及び大学院
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、公益財団法人島根県育英会奨学金又はその他知事が適当と認める奨学金

第2章 助成対象者、助成金の額

第1節 通則

（助成対象者の要件）

第3条 助成対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 大学等を卒業した者で獣医師の資格を有し、島根県に採用されることが内定した者
- (2) (1)の対象者のうち、次に掲げる事項に該当する者を除く。
 - ア 既に獣医師として島根県に勤務している者
 - イ 過去に獣医師として島根県に勤務していた者であって、その退職後3年を経過していない者
 - ウ 「島根県獣医師修学資金」、「島根県畜産振興協会獣医師養成確保修学資金」または「島根県獣医師確保緊急対策事業就職奨励金」の貸与を受けた者

- エ 他の都道府県及び市町村等から本事業または前号の修学資金等と趣旨や対象を同じくする助成金等の交付を受けた者
 - オ 再任用職員、会計年度任用職員、育休任期付職員及び臨時職員として勤務しようとする者
 - カ 既にこの要綱の規定により助成金の支給を受けた者
- (3) 大学等の在学期間に奨学金を借り入れ、返還予定又は返還中（返還残額があり、かつ、滞納額がないこと。）の者
 - (4) 採用後、別表 1 に定める方法で算出した期間（最大 6 年間。以下、「業務従事期間」という。）以上、県において獣医師として業務に従事する者

（助成金の額）

第 4 条 助成金の額は、助成対象者が大学等で借り入れた奨学金の返還総額（利息を含み、延滞金、返還免除額及び返還済額を含まない。）のうち、助成対象者の採用予定日現在で返還していない奨学金の額とする。ただし、その額が別表 2 に定める助成金の上限額を超える場合は、当該上限額とする。

2 助成金は、予算の範囲内において交付するものとする。

第 2 節 認定

（助成対象者の認定）

第 5 条 本事業の助成対象者として認定を受けようとする者は、知事が別に定める募集期間内に、次に掲げる書類を提出し、認定を受けなければならない。

- (1) 島根県獣医師奨学金返還助成事業助成対象者認定申請書（様式第 1 号）
- (2) 履歴書（様式第 2 号）
- (3) 奨学金貸与証明書又はこれに準じた書類
- (4) 奨学金の返還残高証明書又はこれに準ずる書類
- (5) 獣医師免許証の写し
- (6) 県採用内定通知書の写し

2 知事は、助成対象者の認定をしたときは、その旨を様式第 3 号で通知するものとする。

3 知事は助成予定額を超える件数の申請があった場合は、予算の範囲内となるよう書類審査により選考して認定する。

4 助成対象者の認定を受けた者は、住所、氏名、電話番号その他申請内容に変更があったときは、速やかに知事に届け出なければならない。

（助成対象者の認定の取消し）

第 6 条 前条の規定にかかわらず、知事は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象者の認定を取り消すことができる。

- (1) 島根県へ就業する見込みがなくなったと認められるとき。
- (2) 助成対象者の認定を辞退する旨の申出があったとき。
- (3) 虚偽の申請若しくはその他不正行為を行い、助成金の交付を受け、又は受けようとし

たことが明らかになったとき。

(4) その他助成対象者としてふさわしくないと知事が認めたとき。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該助成対象者に通知しなければならない。

3 助成対象者の認定を取り消された者は、再度当該認定の申請をすることはできない。

第3章 助成金の交付

第1節 交付手続

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、知事が別に定める日までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 島根県獣医師奨学金返還助成金交付申請書（様式第4号）

(2) その他知事が必要と認めるもの

(助成金の交付決定等)

第8条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書を審査し、適当と認めるときは、交付決定し、様式第5号により助成対象者に通知するものとする。

(決定内容の変更等)

第9条 規則第9条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合には、島根県獣医師奨学金返還助成金変更承認申請書（様式第6号）により知事の承認を得なければならない。

(1) 助成金額の増額を伴う変更をしようとする場合

(2) 助成金額の30%以上の減額を伴う変更をしようとする場合

(3) 事業を中止、又は廃止しようとする場合

2 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。

(助成金の交付方法)

第10条 助成金は概算払の方法により交付する。

2 第8条の交付決定を受けた者が、助成金の交付を請求しようとするときは、島根県獣医師奨学金返還助成金交付請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告及び額の確定)

第11条 第8条の交付決定を受けた者が規則第10条の規定により提出する実績報告は、事業の完了もしくは廃止の承認をした日から起算して30日を経過した日、又は交付決定のあった日の属する翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、様式第8号に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 助成金交付後における奨学金の返還実績を証明する書類

(2)その他知事が必要と認めるもの

- 2 知事は、前項に規定する実績報告に基づき、助成金の額を確定し、様式第9号により助成対象者に通知する。

第3節 業務従事状況届・業務従事期間満了届・変更届

(業務従事状況届)

- 第12条** 助成対象者は、業務従事期間を満了するまでの間、毎年度の業務従事状況を報告するため、翌年度4月20日までに前年度の業務従事状況を島根県獣医師奨学金返還助成事業業務従事状況届(様式第10号)により知事に届け出るものとする。

(業務従事期間満了届)

- 第13条** 助成対象者は、業務従事期間を満了したときは、島根県獣医師奨学金返還助成事業業務従事期間満了確認申請書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、業務従事期間の満了を確認した場合は、島根県獣医師奨学金返還助成事業業務従事期間満了確認通知書(様式第12号)により当該助成対象者に通知するものとする。

(助成対象者の認定内容の変更)

- 第14条** 助成対象者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、様式第13号に当該各号で定める書類を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。
- (1)助成対象者の住所、氏名、電話番号
氏名の変更を証する書類(運転免許証の写し又は住民票(写し))
 - (2)休職又は復職をしたとき
島根県獣医師奨学金返還助成事業就業証明書(様式第14号)

第4節 取消し及び返還

(助成対象者の認定及び交付決定の取消し及び返還)

- 第15条** 知事は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象の認定を取り消し、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、助成金を交付せず、又は交付した助成金の返還を命ずることができる。
- (1)助成金の交付を辞退したとき。(全額返還)
 - (2)助成金の交付より前に奨学金の全部または一部を繰上返還したとき。(全額または一部返還。繰上返還した額。)
 - (3)島根県に獣医師として就業しなくなったとき。再任用職員、会計年度任用職員、育休任期付職員及び臨時職員として勤務するときも含む。(全額または一部返還。業務従事期間に応じた金額。)
 - (4)他の都道府県及び市町村等から、本事業または第3条1項(2)のウと趣旨や対象を同じくする助成金等の交付を受けることになったとき。(全額返還)
 - (5)虚偽の申請若しくはその他不正行為を行い、助成金の交付を受け、又は受けようとしたことが明らかになったとき。(全額返還)

- (6)その他助成対象者の要件を満たさなくなることが明らかになったとき。(全額返還)
- 2 知事は、前項の規定により助成対象者の認定を取り消したときは、その旨を当該助成対象者に通知するものとする。
 - 3 知事は、当該助成対象者へ助成金の返還を命ずるときは、島根県獣医師奨学金返還助成金返還命令書(様式第15号)により通知するものとする。
 - 4 前項により返還の命令を受けた者は、返還命令日の属する月の翌月末日までに返還額の全額を返還するものとする。

(助成金返還の特例)

第16条 返還の命令を受けた者は、前条第4項の規定にかかわらず、災害、疾病その他やむを得ない事由により助成金を返還することが著しく困難であると知事が認めるときは返還の特例を受けることができる。

- 2 返還の命令を受けた者が、前項により助成金返還の特例を受けようとするときは、助成金返還命令日、若しくは、当該事由が発生した日から14日以内に島根県獣医師奨学金返還助成金返還特例申請書(様式第16号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- 3 前項により返還の特例の承認を受けた者が、承認を受けた返還方法を変更しようとするときは、島根県獣医師奨学金返還助成金返還方法変更申請書(様式第17号)を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、返還は、1回払い(支払期限は、返還命令日の属する月の翌月から起算して3か月以内)、年賦(支払期限は、返還命令日の次の3月末日)、半年賦(支払期限は、返還命令日の次の3月末日若しくは9月末日を起点として6か月毎の9月末日及び3月末日)若しくは月賦(支払期限は、返還命令日の属する月の翌月末日から毎月末)の均等返還のいずれかとし、均等返還の期間は4年を超えることはできない。

(助成金返還の猶予)

第17条 返還の命令を受けた者は、災害、疾病その他やむを得ない事由により助成金を返還することが困難であると知事が認めるときは当該事由が継続する期間、返還債務の額の返還を猶予することができる。

- 2 返還の命令を受けた者が前項の規定により助成金の返還の猶予を受けようとするときは、助成金返還命令日、若しくは当該事由が発生した日から14日以内に島根県獣医師奨学金返還助成金返還猶予申請書(様式第18号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- 3 前項により返還猶予の承認を受けた者は、当該事由が継続している期間は、毎年2回、9月末日及び3月末日までに前項の島根県獣医師奨学金返還助成金返還猶予申請書を提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により返還猶予の承認を受けた者は、当該事由が消滅した場合には、速やかに島根県獣医師奨学金返還助成金返還猶予辞退届(様式第19号)を提出しなければならない。

(助成金返還の免除)

第 18 条 知事は、助成対象者が次の各号に該当するときは、助成金返還の返還を免除することができる。

- (1) 業務従事期間中に死亡したとき。
- (2) 公務に起因する心身の故障により業務を継続することが困難になったとき。
- (3) 知事が特別の事由があると認めるとき。

(延滞利子)

第 19 条 返還の命令を受けた者は、正当な理由がなく返還すべき額を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年 10.95%の割合で算定した延滞利子を支払うものとする。

第 5 章 雑則

(関係書類の保管)

第 20 条 助成対象者は、助成金に係る証拠書類を業務従事期間終了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

別表 1 業務従事期間 (第 3 条関係)

業務従事期間の 算出方法	業務従事期間 (月数) = (助成金の額 (円)) / 4,800,000 (円) × 72 (月数) ※小数点は切り上げ
-----------------	---

別表 2 助成金の上限額 (第 4 条関係)

助成対象者 1 人あたり 助成金の上限額	4,800,000 円
-------------------------	-------------

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 16 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住所
氏名

年度島根県獣医師奨学金返還助成事業助成対象者認定申請書

島根県獣医師奨学金返還助成事業実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

申請者	生年月日	
	電話番号	
	メールアドレス	
修学先	学校名	
	修了・卒業年月	
採用	採用予定日	年 月 日
借入奨学金	奨学金名	
	借入金額	総額 円 (円/月)
	借入期間	年 月 日～ 年 月 日
	申請日現在の返還済額	(年 月 日現在) 総額 円 (円/月)
	申請日現在の返還残額	(年 月 日現在) 円
	申請日現在の返還期間	年 月 日～ 年 月 日
	採用予定日現在の返還済額（見込み）	(年 月 日現在) 円
	採用予定日現在の返還残額（見込み）	(年 月 日現在) 円

※修学先の学校名の欄に、卒業した学校（学部、学科まで）について記載してください。

※添付書類 ・履歴書（様式第2号）

- ・奨学金貸与証明書又はこれに準じた書類
- ・奨学金の返還残高証明書又はこれに準ずる書類
- ・獣医師免許証の写し
- ・県採用内定通知書の写し

年	月	免許・資格

◆応募の理由

(島根県での就業を希望する理由など)

記入上の注意

- 1 鉛筆や消えるボールペン以外の黒または青の筆記具で記載。
- 2 数字はアラビア数字で、文字は崩さず正確に書く。
- 3 メールアドレスは本制度に関する連絡や、県から就職に関する情報提供等を行うためのみ使用します。

様式第3号（第5条関係）

指令〇〇第 号

様

年度島根県獣医師奨学金返還助成事業助成対象者の認定について

島根県獣医師奨学金返還助成事業実施要綱第5条第1項の規定により 年
月 日付けで申請のあったこのことについては、下記のとおり認定したので、同条
第2項の規定により通知します。

年 月 日

島根県知事 ○ ○ ○ ○

記

1 助成対象者氏名

様式第4号 (第7条関係)

年度島根県獣医師奨学金返還助成金交付申請書

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名

島根県獣医師奨学金返還助成事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり奨学金返還助成の申請をします。

記

奨学金返還助成 交付申請額	円
---------------	---

(助成金振込先)※申請者本人の口座を記載してください。

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通 ・ 当座		
(フリガナ)			
口座名義人			
口座番号			左詰めで記入してください
カナ口座名義			

※通帳のカナ口座名義が印刷してある面の写しを添付してください。

様式第5号（第8条関係）

指令〇〇第 号

（申請者住所）

（申請者氏名）

様

年度島根県獣医師奨学金返還助成金の交付決定について

年 月 日付けで申請のあった 年度島根県獣医師奨学金返還助成金については、島根県獣医師奨学金返還助成事業実施要綱第8条の規定により下記のとおり交付決定します。

年 月 日

島根県知事 ○ ○ ○ ○

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件 補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32条）及び島根県獣医師奨学金返還助成事業実施要綱を遵守すること。

様式第6号（第9条関係）

年度島根県獣医師奨学金返還助成金変更承認申請書

年 月 日

島根県知事 様

住所
氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた 年
度島根県獣医師奨学金返還助成金について、下記のとおり変更したいので承認さ
れるよう島根県獣医師奨学金返還助成事業実施要綱第9条の規定に基づき申請
します。

記

1 変更の理由

（備考）

以下、様式第4号に準じて記載するものとし、変更前と変更後が比較対照でき
るよう変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること

様式第7号（第10条関係）

年度獣医師奨学金返還助成金交付請求書

年 月 日

島根県知事 様

住所
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度島根県獣医師奨学金返還助成金について、金 円を概算払の方法
により交付されるよう島根県獣医師奨学金返還助成事業実施要綱第10条の規定
に基づき請求します。

記

助成金 交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	備考
円	円	円	円	

様式第 8 号 (第 11 条関係)

年度島根県獣医師奨学金返還助成事業実績報告書

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名

島根県獣医師奨学金返還助成事業実施要綱第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり就業状況及び奨学金の返還実績について報告します。

記

就業状況	所属	所在地	
		所属名	
	期間 (試用期間含む)	年 月 日 ~ 年 月 日	
	雇用形態	正規雇用	
	その他特記事項		
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 証明者 住 所 所属長			

奨学金返還実績額	円
----------	---

※助成金交付後における奨学金の返還実績を証明する書類を添付すること。

様式第9号（第11条関係）

指令〇〇第 号

（申請者住所）

（申請者氏名）

様

年島根県獣医師奨学金返還助成金の額の確定について

年 月 日付けで実績報告のあった 年度島根県獣医師奨学金返還助成金については、島根県獣医師奨学金返還助成事業実施要綱第11条第2項の規定により下記のとおり額を確定します。

年 月 日

島根県知事 ○ ○ ○ ○

記

確定額 金 円

様式第 10 号（第 12 条関係）

年度島根県獣医師奨学金返還助成事業業務従事状況届

年 月 日

島根県知事 様

住 所
氏 名

島根県獣医師奨学金返還事業実施要綱第 12 条の規定により、業務従事状況について、下記のとおり届け出ます。

記

1 所属 所在地
名称
所属部課

2 従事期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 その他
2 の従事期間中の休職又は停職の有無 有 ・ 無

上記のとおり相違ないことを証明します。

所属長

- (注) 1 この届は、業務従事期間が満了するまでの間、毎年度末の状況を翌年度 4 月 20 日までに提出してください。
2 所属長の証明を受けて提出してください。

様式第 11 号（第 13 条関係）

年度島根県獣医師奨学金返還助成事業業務従事期間満了確認申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所
氏 名

島根県獣医師奨学金返還助成事業実施要綱第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり業務に従事したので、確認を申請します。

記

ふりがな 氏 名					
所 属 の 名 称	業 務 従 事 期 間				
1.	～	年	月	日	
2.	～	年	月	日	
3.	～	年	月	日	
4.	～	年	月	日	
5.	～	年	月	日	
6.	～	年	月	日	
		(合計従事期間			年 か月)

様式第 12 号（第 13 条関係）

年度島根県獣医師奨学金返還助成事業業務従事期間満了確認通知書

〇〇第 〇〇 号
年 月 日

様

島根県知事 〇〇 〇〇

このことについて、 年 月 日付けで申請のあった業務従事期間について、県において獣医師としての業務に従事したことを確認したので通知します。

様式第 13 号（第 14 条関係）

年度島根県獣医師奨学金返還助成事業助成対象者認定内容変更届

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名

島根県獣医師奨学金返還助成事業実施要綱第 14 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出事項	
内容又は理由	

様式第 14 号（第 14 条関係）

島根県獣医師奨学金返還助成事業就業証明書

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名

島根県獣医師奨学金返還助成事業実施要綱第 14 条第 2 号の規定に基づく就業の証明については下記のとおりです。

記

所属	所在地	
	所属名	
休職または復職年月日	休職 ・ 復職	年 月 日
雇用形態	正規雇用	
その他特記事項		
上記のとおり相違ないことを証明します。		
年 月 日		
証明者 住所		
所属長		

様式第 15 号 (第 15 条関係)

〇〇第 号
年 月 日

様

島根県知事 〇〇 〇〇

年度島根県獣医師奨学金返還助成金返還命令書

このことについて、 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定
した助成金の返還を下記のとおり命令します。

記

返還決定額 円

返還の期限 年 月 日

様式第 16 号 (第 16 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

年度島根県獣医師奨学金返還助成金返還特例申請書

年 月 日付け〇〇第 号による助成金返還命令について、下記のとおり返還の特例を受けたいので、島根県獣医師奨学金返還助成事業実施要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき申請します。

記

返還命令日	年 月 日
返還の命令を受けた金額	金 円
返還方法及びその額	1回払い ・ 年賦 ・ 半年賦 ・ 月賦 金 円
返還期日	(1) 1回払い： 年 月 日 (2) 年賦： 毎年 月 日 (3) 半年賦： 毎年 月 日及び 月 日 (4) 月賦： 毎月 日
返還完了 (見込み) 年月日	年 月 日
特例を受けようとする理由	

様式第 17 号（第 16 条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

年度島根県獣医師奨学金返還助成金返還方法変更申請書

〇〇第 号 年 月 日付けで承認された助成金返還の特例について、島根県獣医師奨学金返還助成事業実施要綱第 16 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり返還方法の変更を申請します。

記

変更前

返還方法及びその額	1回払い ・ 年賦 ・ 半年賦 ・ 月賦 金 円
返還期日	(1) 1回払い： 年 月 日 (2) 年賦： 毎年 月 日 (3) 半年賦： 毎年 月 日及び 月 日 (4) 月賦： 毎月 日
返還完了（見込み）年月日	年 月 日

変更後

返還方法及びその額	1回払い ・ 年賦 ・ 半年賦 ・ 月賦 金 円
返還期日	(1) 1回払い： 年 月 日 (2) 年賦： 毎年 月 日 (3) 半年賦： 毎年 月 日及び 月 日 (4) 月賦： 毎月 日
返還完了（見込み）年月日	年 月 日
変更の理由	

様式第 18 号（第 17 条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

年度島根県獣医師奨学金返還助成金返還猶予申請書

年 月 日付け〇〇第 号により命令を受けた助成金の返還について、下記のとおり返還の猶予を受けたいので、島根県獣医師奨学金返還助成事業実施要綱第 17 条第 2 項の規定に基づき申請します。

記

返還命令日	年 月 日
返還の命令を受けた金額	金 円
返還の猶予を受けようとする理由	
返還の猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第 19 号（第 17 条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

年度島根県獣医師奨学金返還助成金返還猶予辞退届

年 月 日付け〇〇第 号で承認された助成金の返還猶予について、その事由が消滅しましたので、島根県獣医師奨学金返還助成事業実施要綱第 17 条第 4 項の規定に基づき、返還の猶予を辞退し下記のとおり助成金を返還いたします。

記

1 返還予定日 年 月 日

2 返還の特例を承認されている（返還の特例を申請する）場合

助成金返還残額	金 円
返還方法及びその額	1回払い ・ 年賦 ・ 半年賦 ・ 月賦 金 円
返還期日	(1) 1回払い： 年 月 日 (2) 年賦： 毎年 月 日 (3) 半年賦： 毎年 月 日及び 月 日 (4) 月賦： 毎月 日
返還完了（見込み）年月日	年 月 日